

函館市被保護者就労準備支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条に規定する被保護者に対する就労準備支援事業（以下「本事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、就労を希望しているが、過去または現在においてひきこもり、または傷病等により長期間無業状態または短期転職を繰り返し無職の状態にあって、直ちに一般就労に就くことが困難であり、就労に向けた準備のための支援を必要とする被保護者に対し、日常生活習慣の確立や、就労に必要な基礎能力の形成を図るなど、課題に応じた段階的な支援を実施し、就職活動が可能になることを目的とする。

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、函館市（以下「市」という。）とする。ただし、本事業の適切な運営が確保できると認められる法人に、市が直接行う事務を除き、事業の全部または一部を委託して実施することができる。

(事業の内容)

第4条 本事業は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を実施する。

- (1) 日常生活自立に関する支援
- (2) 社会生活自立に関する支援
- (3) 就労自立に関する支援
- (4) 協力事業所での就労体験に関する支援
- (5) 居場所づくりに関する支援
- (6) 就労準備支援プログラムの作成および評価
- (7) 広報、情報発信および他機関との連携

(対象者)

第5条 本事業の対象者は、函館市福祉事務所において生活保護を受給している者（以下「生活保護受給者」という。）で、函館市福祉事務所長（以下「所長」という。）が就労可能と判断する者とする。ただし、障がい者に関しては、障がい特性を踏まえた専門的な支援を行う観点から、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく就労移行支援事業、就労継続支援事業等を優先し、障害者就労支援施策を利用している場合は、本事業の対象者とししないものとする。

(職員配置)

第6条 本事業の実施にあたって、事業の実施者は次の各号に掲げる職員を配置する。

- (1) 統括責任者
- (2) 就労準備支援員
- (3) 職業開拓員

(支援期間)

第7条 本事業の支援期間は原則として最長で1年とする。ただし、市長が認めた場合には、この限りでない。

(支援の終了)

第8条 本事業は次の各号のいずれかに該当した場合、支援を終了する。

- (1) 利用者が就職したとき
- (2) 利用者に対する支援が他事業または他機関へ引き継がれた場合
- (3) 利用者が死亡したとき
- (4) 利用者から支援の辞退の申し出があったとき
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が利用の必要がなくなつたと認めたとき

(個人情報保護)

第9条 本事業の実施に携わる者は、利用者の個人情報の保護に十分に配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施にあたっては「就労準備支援事業の手引き」（平成27年3月6日付け社援地発0306第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）を参照するものとする。
- 2 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 函館市就労等意欲喚起プログラム事業実施要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和2年12月15日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年9月1日から施行する。
- 2 函館市就労準備支援事業実施要綱は、廃止する。